

創価学会の内部分裂と日蓮正宗

日蓮宗現代宗教研究所顧問 中濃教篤

私は創価学会が昭和五十三年度の「活動方針」を発表した段階で、日蓮宗現代宗教研究所主催の公開講座での講演をお引き受けいたしましたが、そこで「創価学会の内部矛盾と成壇論」と題する論述を展開いたしました。その概要是、「現代宗教研究」(第十二号)に掲載されておりますので、これを読まれた方も多いと思います。そこで今回は、それとの重複を避け、その頃から急激に深まつた創価学会の内部矛盾というよりも分裂の経過を分析しながら、池田名譽会長を中心とした創価学会指導部と日蓮正宗の反創価学会僧侶集団との矛盾、対立について論及して見たいと思います。

正宗側が指摘して教學問題

さて、私がさきの公開講座で、すでに「週刊誌」などが創価学会の内部矛盾や、日蓮正宗青年僧侶の一部との矛盾をうんぬんしている点について多少の分析を試みましたが、その頃から今年にかけて、学会内部はもちろん日蓮正宗内

部でもさまざまな動きがあったことが明らかになりました。それを順を追つて見ると、昭和五十二年十一月、日蓮正宗青年僧侶の一団が、創価学会本部に対して質問状を出すといふことがあります。翌五十三年二月九日になると、大石寺で創価学会と正宗との関係をめぐって、はじめての「僧侶総会」が開かれました。その集りで、出席僧侶の三分の一が「創価学会と手を切れ」と主張したようですが、二、三日後にこの模様を知った池田会長が細井法主に詫びを入れ、法主が創価学会との「手切れ」を保留したと報せられました。私たちに極めて興味ある事件が、それから間もなくの昭和五十三年六月に起きました。それは、同月十九日に、日蓮正宗青年僧クループが「創価学会言論資料について」と題する九項三十四カ条からなる質問状を創価学会に提出し、その回答を求めたことになります。この質問状に対し、創価学会側は第十回師範会議で審議し、「御法主日達上人猊下のご認可を賜つた」というただし書きつきで、六月三十日つきのような「教學上の基本問題について」なるも

のを発表いたしました。(『聖教新聞』53・6・30他)

このように「教学」にかかる問題は、一般ジャーナリズムでは興味を惹きませんので、ほとんどぶれられておりません。しかし、私たちには創価学会対日蓮正宗僧侶グループといった関係で、人的な対立の背景にあるものとして、より関心がありますので、多少ながらなりますが、その要点を紹介しておきたいと思います。

日蓮正宗僧侶側の質問内容には、つきのようなものがありました。(1)「信心修行に関する(学会の)指導の中で、あえて凡夫の我が身に主師親の三徳が備わることを強調する必要はなく、それは行き過ぎであります。また、ある人が講師筆記試験で池田三代会長が三徳具備であると答えていましたが、日蓮正宗で主師親三徳のお方は日蓮大聖人お一人であります」(2)「ひのくに」(雑誌)に「池田会長が大聖人の御書を寸分たがわす身に移し、実践されている」等の表現がありますが、これは行き過ぎだと思います」(3)「第九回教学部大会における(池田会長の)『仏教史観を語る』と題する講演の趣旨から考えると、創価学会では在家仏教を立てる方針なのですか」(4)「同講演の文中『葬式だけを行ひ我が身の研鑽もしない』との、正宗僧侶を目したと思われる表現がありますが、そのように見るのはいかなる理由によるのですか」また同じく正宗の寺院が修行者の集まる場所でなく、道場でもないという理由をあげて下さい」

(5)「維摩詰の例を引いて、在家でも供養を受ける資格があると述べられていますが、在家には供養を受ける資格はありません」などのほか、(6)池田会長を「久遠の師」と呼び、「大導師」と称したことや、(7)戸田二代会長を「地涌の菩薩の棟梁」といったことや、(8)牧口初代会長を一時「先師」と呼称したこと、(9)「人間革命」という池田会長の著書を「現代の御書」と述べさせたこと(10)それに「創価仏法」という表現を用いたことなど、いわば総ざらい的な創価学会の教學的用語の乱用批判になつております。もちろん、いうまでもなく、こうした日蓮正宗僧侶による批判の根底は正宗教学ですから、必ずしも私たちからの創価学会「教学」批判と軌を一にするものとはいえませんが、伝統的な訓語宗学からの批判とはいえ余りにも勝手気ままに歪曲したものへの鉄槌としては、共鳴できるところ少なくはありません。したがつて、創価学会側も、こうした諸点について、訂正、弁解にこれつとめるという姿勢に終始せざるをえませんでした。それが「教学上の基本問題について」という見解です。(これを創価学会では「六・三〇」と呼んでいます)それでは、この見解において、創価学会はどういう答えをしているかを見たいと思います。先づ第(1)の「池田会長が主師親の三徳を具備している」という指導が行われたことへの否定的質問に対しても、「正宗では主師親三徳具備のお方は、日蓮大聖人お一人であられる。第九世日有上人の

仰せに『高祖日蓮聖人ノ御抄ニハ、日蓮ハ日本國ノ一切衆生ノ親ナリト遊シテ候モ今ハ人ノ上ニテ候。但今ノ師匠在家ニテモアレ、出家ニテモアレ、尼・入道ニテモアレ信心無ニシテ此妙法蓮華ヲ能ク進ムル人乃チ主師親也、能ク能ク心得ヘシ』とあるのは、總じての立場から述べられたと拝する。したがつて、信心修行に関する指導のなかで、あえて凡夫の我が身に主師親三徳が具わることを強調する必要はない。……十数年前に、ある教学部講師が、筆記試験に際し、主師親三徳を現代生活のうえから説明するにあたつて、会長と結びつけた表現のものがあつたが、これら行き過ぎについて、今後十分注意したい」と答えておりまします。ここで『三徳兼備の池田会長』論を否定して見せておきますが、それはあくまでも「ある教学部講師」の責任に問題をスリかえているということを指摘しておかなければなりません。ついで第②および第⑥の『ひのくに』の文章についてですが、この点を創価学会は、「『ひのくに』については『会長が久遠の師』とか『会長の振る舞いが法であり、それに帰命する』『大聖人の御書を寸分だがわす身に移し、実践されている』等の趣旨のかなり逸脱の部分があるので、すでに廃刊処分にした。こうした内容表現は、今後絶対に使用してはならない」と説明しています。この文章の限り、池田大作氏に責任はなく、「ひのくに」にこうした一文を投稿した福島元副会長のゴマスリ的発言のようにさ

れておりますが、原島元教学部長は、この件について、「この『帰命』という言葉を、池田先生ご自身、『人間革命』に、戸田先生への『帰命』として書かれていますが、福島氏は師への『帰命』をとおして、妙法への『帰命』があると発展的に解釈していくのです。しかし、これは福島氏だけではなく、学会内では多くの人が使っていた用語でもあります。私はある最高幹部から、実は福島氏本人が『私への帰命を会員にいえ』と先生自身から指示されたと述懐しているとの話を聞きました『池田大作先生への手紙』と述べているのですから大方のさしつくものと思います。にもかかわらず、別の項で「当初は『妙法への帰命』を大前提として『師への帰命』といったが、それが一部で『人への『帰命』といった表現にまでエスカレートして、会長が本仏であるかのような使われ方がなされた」などと記しているシラジラしさであります。また第③と第④の「仏教史觀を語る」に関する質問には、「今日、これだけの在家集団（創価学会のこと——筆者）ができあがつたことは、仏法史上、画期的なことである。しかし、このことを強調したことが、出家仏教に対して在家仏教を立てるというような印象を与える、結果的に正宗の伝統及び御僧侶、寺院の軽視につながる論拠を与えたことは、まことに遺憾である。この講演の文中『葬式だけを行い我が身の研鑽もしない……』とあるのは、日蓮正宗僧侶を目指して述べたものではなく、

日蓮正宗以外の一般佛教界の多くの姿を語ったものである。したがつて、『既成の寺院の姿は、修行者の集まる場所ではなく、道場でもない』というのも、正宗の寺院を語つたものではないことをご了承願いたい」と弁解していますが、創価学会脱会者たちの証言から明らかでありますように、この発言は間違いなく日蓮正宗僧侶に対するものだつたといえます。確かに正宗の青年僧侶の一部に、こうした批判に値する者のあつたことは事実のようですが、私たちにとつても、この点に関していえば、もつて他山の石とすべき指摘だと考えねばならないでしよう。これは、教学以前の問題ともいえるからです。

さて第⑤の「在家でも供養を受ける資格がある」うんぬんについては、「維摩詰が供養を受けたことは法華経で觀世音菩薩が受けたのと同じく仏に捧げる意味である。ことに維摩詰は在家であり、供養を受ける資格があるとはいえない。経文に応供とあるのは仏のことと、供養を受ける資格があるのは仏以外はない。したがつて、在家が供養を受けれる資格があるという記述は改める」とされております。

ついで第⑦と第⑧の「地涌の菩薩の棟梁」とか「先師」とかの称呼については、「戸田前会長のことを『地涌の菩薩の棟梁』といったことがあるが、これは在家における折伏弘教のうえの指導者という意味で使つた。戸田前会長自らいわれた言葉でもある。ただし、不本意ながら、文は意を

尽くさずで、要旨としてまとめたとき、文脈上、上行菩薩の再誕即御内証は久遠元初自受用報身如來の再誕・末法の御本仏日蓮大聖人に通じるかのよつた文體となつてしまつた場合もあつた。……また我々が地涌の菩薩といふのは、御書の『日蓮と同意ならば地涌の菩薩たらんか、地涌の菩薩にさだまらなば私尊久遠の弟子たる事あに疑はんや（中略）末法にして妙法蓮華経の五字を強めん者は男女をきらふべからず、皆地涌の菩薩の出現に非すんば唱へがたき題目なり』との御文等によつたのであり、この表現自体は許されると考えられる。しかし、それは総じての立場であり、別しての日蓮大聖人に対するときは、地涌の菩薩の眷属といふべきである。牧口初代会長を、一般用語として、一時「先師」と呼称したことがあるが、正宗では二祖日興上人が宗祖日蓮大聖人のことをいわれた言葉である。したがつて、会長もすでに述べているように、恩師戸田前会長と区別する意味で使用したことがあるが、今後はともに恩師と呼称し、初代会長を先師と呼ぶようなことのないようにしてみたい」と答えております。この点は、私たちにはそれほど厳しい問題とはいえませんが、池田会長を「久遠の師」と称するなどはは、もつてのほかといわねばならないでしよう。ましてや、池田大作が「本門弘通の大導師」などと表現するにいたつては沙汰の限りといえるでしよう。

さて、第⑨の「人間革命」が「現代の御書」といつた表

現や第⑩の「創価仏法」という呼び方に対する日蓮正宗僧侶グループの詰問には、「人間革命は現代の御書」という発言については、……明らかに誤りである」と一貫の弁解もなくその非を認めざるをえずしに答え、「創価仏法」に関しては、「創価仏法」という表現を使つたことがあるが、これは折伏弘教のうえでの社会への展開という側面であつた。すなわち、実践の教学の意義が込められていた。……仏法の展開に際しては、さまざま現代の哲学、科学上の成果を踏まえなければならない。そのためには、多少の試行錯誤もあることは、当然覚悟しなければならない。むしろ現代人にわかりやすいように外護の責任のうえから、ある意味のクッショーンを置いた形が、後々のためには望ましいと考えた。しかし「創価仏法」という表現は避けるようになつたとされております。このようになつてながら、小説「人間革命」についていえば、この「六・三〇」から約一カ月後の八月三日に「聖教新聞」での連載を「第十巻が終了した」という名目で中止させていたものが、今年八月十日号の「聖教新聞」から、またもや連載を再開するにいたつております。このことは、創価学会批判がそのまま池田批判へと高まりつつある現実のなかで、動搖する学会員への引きしめと、自己保身、権威保持をネライとしたものといつてよいあります。その証拠には、今年すなわち「人間革命」再開の月の男子部幹部会において、北条会長は、つ

ぎのような発言をしているからです。それは、「学会伝統の青年部の精神を学ぶために、池田先生が執筆されている小説『人間革命』を熟読し、多くの先輩の戦いを自分のものにしていただきたい」という内容です。また、宮川青年部長も「男子部は小説『人間革命』を通して学会精神の原点とは何かを、しっかりと自らに血肉化し、新たな開拓に挑戦していく」と訴えてもいるからです。

ところで、これまで紹介してきた「教学上の基本問題について」のなかで興味深いのは、それまで創価学会が専売特許のようすに声高に宣伝してきた「大生命哲学」についての説明であります。すなわち、「日蓮大聖人の生命哲学」という表現は、厳密にいえば「日蓮大聖人の仏法」というべきである。日蓮大聖人の仏法は宗教であり、その実践においては、純一な信を根本とすべきである。ただ、広く仏法を理解させる素地をつくる手段のために、理論的には「生命論」「生命哲学」として展開することは、ご了解願いたい」とあるのがそれです。ここでもお定まりの「手段」論による弁解がなされております。この「生命哲学」なるものが、牧口氏の「価値論」に依拠した生命論からのもので、必ずしも正宗教学に基礎を置いたものでないからこそ、「手段」論に堕ち込まさるをえないのだといってよいのではないで

法華講連合会の学会批判

ここで日蓮正宗内部の問題としてふれおきたいことがあります。それは、昭和三十八年に細井日達師の肝入りで結成された法華講連合会の動向についてであります。この連合会も、結成はしたものの法華講総講頭である池田大作が会長である創価学会の動き（宗門や僧侶への圧力その他を含めて）に押されて、表面的にはそれほど活発だったとはいえませんでしたが、それでも、「若し連合会が結成されないなかつたならば、古谷得純師も云われるよう」に「法華講は多分、学会に吸収されたか、墓檀家の集りとなつていただろう。しかして、二十年来、何とかかんとか言われ乍らも、法華講を一つにしてひっぱってきた現幹部の功績は重大である」（「慧燈」第五号、「花野充昭稿」といつた役割を果たし続けてきたことは事実のようです。その連合会青年部が、創価学会の目に余る横暴ぶりに対抗して、昭和五十三年十月十五日（熱原法難七百年記念の年月）に、機関紙「慧燈」の創刊号を発行いたしました。

この創刊号に眼を通した細井日達師は、「法華講という狭いワクにとらわれずに、日蓮正宗の正しい教義・信仰を、あらゆる人々に知らしめていくことが大切である。法華講だけでなく、檀徒、学会、一般の人にも、どんどんこの「慧

燈」が読まれるように頑張りなさい」と激励したといわれます。

このような法華講の動きなどもあり、昭和五十三年十一月七日、総本山大石寺の大講堂で、「創価学会代表幹部会」が開かれた際、日蓮正宗僧侶も約六百人が参加して、いわゆる「手打ち式」が催されました。このことを創価学会では「十一・七」と呼んでおりますが、席上、池田会長は「これまで、いろいろな問題について行き過ぎがあり、宗内をお騒がせし、また、その收拾にあたつても、不本意ながら十分な手を尽せなかつたことは、総講頭の立場にある身として、この席で深くお詫びいたします」と述べたと報ぜられております。この「お詫び」が創価学会会長としてよりも「法華講総講頭」としてであつたことは、法華講幹部の憤激をいちだんと強めさせました。なぜならば、「六・三〇」問題で明らかなように、池田創価学会と宗門とのアッレキがすべてであつて、法華講と宗門との紛争ではないのに、何故、法華講総講頭の名において詫びねばならないのかといふことになるからであります。そこで、法華講連合会は、佐藤悦三郎委員長以下全理事、幹事連名で、昭和五十四年三月末日に、池田大作氏に「総講頭辞任勧告」をつきつけけるにいたりました。その理由には、「近年、創価学会におきましては、日蓮正宗教義からの逸脱が多くみられ、宗門からの厳しい御指摘により……日蓮正宗教義からの逸脱を

詫び、誤りの訂正を約束されました。法華講連合会におき

ましても、機関紙『大白法』、青年部機関誌『慧燈』等により、貴会の教義上の誤り歪曲を指摘し、貴会が一日も早く教義上の逸脱を訂正し、立ち直れんことを祈り、微力ながらも尽力して参りました。しかるに数カ月を経過した現在、何ら今日まで教義の誤りの修正を会員に徹底して知らせることもなく、……学会幹部による最近の言動をみると、一向に教義上の逸脱が反省されていないのが現状である」という厳しい指摘がなされていたのです。

こうした経過をたどつて、池田会長が辞任せざるをえないという現実が到来いたしました。それは昭和五十四年四月二十四日のことでした。その表面的理由としてあげられましたのは、「今年、創価学会にとって、第七の鐘の終了にあたる。この歴史の区切りの時にあたって、学会は二十世紀へ向けて、新らしい体制と人事で出発することになった」という意味のことであり、具体的行動として「なお、この際、会長辞任と合わせて、私は二十二日、御法主日達上人猊下に法華講総講頭の辞任を申し出ました」というものでした。

しかし、この辞任劇の裏側での池田構想は

(1) 総講頭を辞任して、名譽総講頭となる

(2) 会長を「勇退」して、名譽会長になる

(3) 表向きの理由は、引責辞任でなく、世界布教、執筆

活動といった前向きの話にする

(4) これまでの紛争は一切水に流し、檀徒づくりも、僧侶による学会攻撃も、永久に中止する(「週刊文春」55.

10・9号「山崎正友弁護士の手記」)

といった「名譽利養」のものだつたというのですから驚きとしかいいようがありません。たしかに(4)の「名譽総講頭」も実現しましたし、(4)についても、現在までのところ思い通りになつてゐるといわなければならぬでしょう。(4)につきましては、あとでくわしくふれたいと思います。

ところで、ここにいたる大きな圧力となつたのは、法華講連合会からの総講頭辞任要求の提出をもささえたと思われる昭和五十四年一月の「第二回日蓮正宗全国檀徒総会」だつたといえるでしょう。大石寺で開かれたこの総会には、檀徒(創価学会を脱会して正宗寺院に直属した人たちが中心)五千五百名、僧侶二百三十名が参加したといわれております。これは前年八月に開催された「第一回日蓮正宗全国檀徒総決起大会」に続くものでした。このように多数の僧侶が出席した檀徒大会が持たれるにいたつた原動力こそ、さきに紹介した法華講連合会青年部の活発な働きかけであつたといつてよいと思います。

細井法主の願い

さて、池田辞任後、北条浩氏が新会長に就任した創価学会

は、翌月の五月三日、創価大学体育館で、第四十回本部総会を開きました。この総会に出席して細井法主は挨拶のなかで、「三代の池田大作会長は、皆様の御存じの通りスケールの大きな英傑とも申せる方で、しかも求道心の強い信仰者で広宣流布への大発展の指揮をとられました」などと皮肉ともゴマスリともとれる発言を行ないながら、「この数年間、まことに残念な出来事が続き、混乱を招きましたことは、悲しいことありました。……このたび、宗門と学会の間で、最高教導会議、並びに地方協議会等の充分な話し合いの制度が制定されたことは、まことに意義深いことと思われます」と対立が解消する方向に向ったことを評価したうえで、「なお、我が日蓮正宗には、創価学会の他にも法華講および檀徒会に属する信者がおることは御承知の通りであります。同じ信者として仲良くしていただきたいのです。これまでの経緯は水に流して、大同団結して宗教の発展ひいては広宣流布に協力していただきたい」と結びました。（「聖教新聞」54・5・4）

細井法主のこの発言には、池田辞任による一種の安堵感と法華講、檀徒会などと創価学会との対立解消が、それほど生やさしいものではないという不安感がにじみ出ているといえるでしょう。その不安を細井法主はどのようにして具体的にのぞこうとしたかについて、つきのような発言を紹介しておきたいと思います。それは、前述した創価学会の第四十回本部総会で挨拶した直後の五月十一日、法華講連合会の佐藤委員長ら役員に対して、「本宗の信徒は法華講であるから、檀徒も早く法華講にして、一緒に宗門を護つていいけるようにしたい。法華講の支部が次々と増えても、それがバラバラであつてはどうしようもないから、連合会としてまとまっていくことが大切だ。しかし今の連合会にはそれだけの力がないから、各地方部に指導講師を任命して、その僧侶の力を借りて、新しい支部をもまとめていくとしてほしい」（「慧燈」第五号）と述べたこと、また、翌月六月十一日に行われた法華講指導講師（僧侶）と連合会幹部による話し合いの席上、「今回学会との色々の問題が起き、檀徒が結成されるに至つたが、檀徒でも信心の立つてきたものは、法華講を結成するようになつていて。そこで、これを法華講連合会に入れて、連合体として面倒をみていただきたい。……とにかく、法華講も連合会もしつかりしたものにしていきたいというのが、私の從来からの考え方である」（「大白法」54・6月号）といった内容がそれです。ここでいわれていることは、創価学会を脱会して正宗寺院の檀徒となつた人たちで結成した檀徒会組織の会員たちを法華講連合会にガッチリと組み込むことが必要だということです。そのためにも、創価学会によって教え込まれた「教学」なるものを払拭させることが急務だとされていることは重要な点だと思います。しかも、この指導の背景には、できうれ

ば、創価学会員を正宗檀徒として再編成したいといつ願いがあると見てよいのではないでしようか。

正宗青年僧の危機意識

その意を受けとめてそれを具体化したと思われる論述が、「慧燈」第四号（昭和54・7）に掲載された花野全国青年部指導講師による「主体的危機意識の確立」ではないかと推測することができるよう思います。

彼はその論文で、現代に生きる人間に三種のタイプがあるとして、それを危機感の有無という点に即して要約し、

人

三、客観的な状況分析としては危機を感じるが、それが

自らの問題として主体化されるまでには至っていない

開くべく真剣に戦う人

に分類したうえで、正宗僧侶をこの三種に分けると、第一のタイプは、宗門は現在名実ともに「榮光」の二字に輝いており、将来も全くバラ色であると考えている人のことで、この場合自己の現状批判、宗門の現状批判がないために、自己の精進、宗門隆盛への努力をしない僧侶だとています。第二のタイプは、日蓮正宗の中核をなす僧侶がもつとしっかりとしなければならないと自己批判し、こうすれば宗

門はもっとよくなるであろうと宗門の現状を批判はするが、実践の伴わない人であるとされております。そして第三のタイプは、宗門の将来を深く案じ、人に先んじて憂い、常に危機意識を持ち、それをたんなる客観的現状認識の領域にとどめるのではなく、自らの問題としてこれを主体化し、その解決のために真剣に努力する僧侶だとしております。

そして、これを創価学会に対する僧侶の態度という点にあてはめると、つきのようになるというのです。「僧侶における第一のタイプとは、宗門と創価学会との間にあれだけの軋轢があつたにもかかわらず、それを全く知らないで、宗門と創価学会とはうまくいっており、広宣流布の展望は明るいと思っていた人」だとしながら、「創価学会に限つて、宗門の将来に危機感を抱きながらも、困ったを連発するだけで、何ら具体的な実践をなさなかつた人。こういう人は少なからずいた」としています。最後のタイプとは、「創価学会の誇法問題に心を痛め、宗門の将来に危機感を抱くのみならず、いかにすれば日蓮正宗の正法正義を広宣流布することができるかという問題意識に立つて、真剣に行動した人」で、「創価学会の問題に限つて言えば、いわゆる正信覚醒運動（学会を批判し、正信にめざめよう）という運

動の意——筆者——にたち上がる人」だと明言しております。この正宗僧侶による正信覺醒運動が、池田体制に反旗をひるがえした人たちおよび脱会をも辞せずとする学会員を指導包含して今日なお強力に続けられているわけです。

創価学会の教学部長をつとめた原島嵩氏（脱会除名）らも、自分らの行動を正信覺醒運動だと呼んでおります。その中心が正信会として組織されているのです。そこで花野氏は、こうした運動に加わる部類の学会員を、創価学会における

第三のタイプだとして、「創価学会の説法を知つて、日蓮正宗の正法正義を死守すべき危機感を抱き、その解決に向かって真剣に努力した人。『恩を棄てて無為に入るは眞実の報恩』との御金言のままに、勇気を出して創価学会を脱会し、檀徒となつた人々。あるいは、創価学会を脱会せず、そこに踏みとどまつて、内部から創価学会を改革しようと努力している人々」をあげております。この厳しい姿勢には注目しておくべきだう思います。そして結びの一文には、つきのように記されております。池田会長辞任までの「過去の誤ちは一応許すとしても、今後再び誤ちを繰り返した時には、そのつど厳しく破折していくことである。今、宗門僧侶の中で、北条新会長の言が問題になつてゐる。『不肖私は、第三代会長池田先生のすべてを継承するためには、この立場に立つた……』（五月二十七日付「聖教新聞」）この発言が、五月三日（第四十回本部総会——筆者）を

経て、五月二十五日の発言であとこころに問題がある。五月三日の本部総会において、創価学会は今までの創価路線の誤りを、厳しく反省したのではなかつたか。しかれば、この発言は、『不肖私は、第三代池田会長のあとを継承し、かつての創価学会の指導の誤りを正し、眞の日蓮正宗の信徒団体として宗門に御奉公すべく、この立場に立つた……』と訂正すべきであると思うのであるが、いかがであろうかと。

ながい年月、正宗青年僧侶として、池田創価学会批判、破折の先頭にたつて苦しんできた人物なればこそその文章だといってよいのではないでしようか。しかも、この北条発言が五月十四日に正宗と学会による「最高教導会議」がもたられ、その結果が「本部指導通達」第一号として学会支部長宛に発せられた直後のことだけに正宗青年僧を怒らせたのだといえましょう。要するに、つきのような内容の通達は、全く表面をとりつくるためだけかといいたいわけでしょう。すなわち、その通達とは、池田会長が勝手に本尊を模刻したとして痛烈な批判を受けたことに関した「御本尊のお取り扱いを厳格に」といった内容とともに、

一、日蓮正宗の教義に基づき、日蓮大聖人を末法の御本仏と仰ぎ、唯授一人血脉付法の御法主上人猊下を尊崇し、篤く三宝をうやまつ

一、総本山並びに日蓮正宗寺院を外護し、御僧侶を尊崇

する。礼節をわきまえ、非礼な言動があつてはならない。また、法華講・檀徒の方々に対しても同じ日蓮正宗の檀信徒として仲良く協力しあつて頂きたい、といった指示が含まれていたわけですから。

創価学会新規則・会則の問題点

さてここで、池田会長辞任後に新らしく決められた創価学会規則、同会則が、それ以前のものとどのように変ったかを批判的に見ておきたいと思います。

現在の創価学会規則について申しますと、宗教法人法に準拠して作成されていますから、他の宗教団体と大同小異のところが多いので、条文一々について論ずる必要はないと思いますが、今回の改定で、規則と会則とに分離されておりますので、それまでの規則と今回の規則・会則との対比が大切になつてくると考えられます。

先づ第一に指摘しておかなければならぬことは、なんといっても規則第三条の目的の項の重大な改変についてだといえるでしょう。

改定前の規則の目的には、「この法人は、日蓮大聖人の弘安二年十月十二日に御建立遊ばされた一間浮提総寺の大御本尊を本尊とし、日蓮正宗の教義に基づき、本尊流布ながら儀式行事を行ない、会員を教化育成し、王仏冥合の大理想実現のため業務を行なうことを目的とし、これに必要な公益事業、出版事業及び教育文化活動等を行なうものとする」とあつたものが、新規則では、「この法人は、日蓮大聖人御建立の本門戒壇の大御本尊を本尊とし、日蓮正宗の教義に基づき、仏教および儀式行事を行ない、会員の信心の深化、確立をはかり、もつてこれを基調とする世界平和の実現と人類文化の向上に貢献することとし……（以下同文）」となつております。すなわち、「王仏冥合の大理想」が削られ、「世界平和」に變つているということです。

「王仏冥合」は公明黨の立党声明にもあつたのですが、同党はいち早くこれを取りのぞき、このたび創価学会が、その目的から削除したということです。このことは、公明党との「政教分離」のタテマエをホンネをかくして表面に押し出した意図である点、極めて明白だといわねばなりません。タテマエとホンネが全く違うという創価学会のながく「輝かしい」伝統は、このようにしてまだまだ根強く生きつづけているといつてよいよう思います。また「会員を教化育成し」を「会員の信心の強化、確立をはかり」に変えておりますが、これが日蓮正宗への弁解的タテマエではないとハッキリいい切れるかどうか、大変に疑問の残るところでありましょう。ついで指摘すべきところは、新規則の第七条に「この会は、総務会の議決に基づき、名譽会長を置くことができる」とされたこと、第十条で「会長は、総務の中から総務会がこれを選出する」とし、第十二条で

「会長の任期は、五年とする」と定められていることです。名誉会長が新たに設置されるとともに、旧規則第五条で会長を一人置くしながら、「2、会長の任期は終身とする。」ただし本人の意志により辞任することができる。3、後任の会長は現在の会長が予め定められたものをもつて充てる」となっていた、いわゆる会長の終身、独裁体制を、これまたタテマエ的に民主化したわけあります。

つぎに大層面白いのは、旧規則第三十五条に記されていた「この法人は、宗教法人日蓮正宗、学校法人創価大学、学校法人創価学園その他この法人と関連ある公益法人及び公益事業に対し、事業資金その他の援助を行なうことができる」を新規則第三十二条で「この法人は、宗教法人日蓮正宗を外護すべく供養し、学校法人創価大学、学校法人創価学園その他この法人と関連のある公益法人および公益事業に対し、事業資金その他の援助を行なうことができる」を規定したことと改めたことで、宗教法人日蓮正宗と学校法人とが同列に扱われていることに対する正宗側との脱会者たちから「けしからん」と強い批難が浴びせられます。正宗軽視のあらわれだとたたかれたための改定であります。だからこそ、「日蓮正宗を外護すべく供養し」と挿入したのだといえます。それにしても、日蓮正宗という抱括法人の講組織ともいべき創価学会が、東京都知事の認承による単立法人だというそもそもの矛盾が、こん

な問題の起る根源になつてゐるわけですから、創価学会規則や会則と日蓮正宗との矛盾は簡単に解消できるとは思われません。だからこそ、つぎの諸点から生じてくる疑問もそうしたことと密接に関連してくるわけであります。

たとえば、規則第三条にある「儀式行事を行ない」ということが、日蓮正宗寺院での儀式行事とは別の儀式行事を創価学会が勝手に催すとすれば、「六・三〇」で正宗側から指弾されたように、池田会長時代において、寺に行くよりも学会の会合に出た方がいいなどということから追善供養なども含めて、「創価儀式」が「正宗の儀式」と対等ないし、それよりも重要だという指導がなされたことを、またぞろ繰り返すことになるのではないかとの疑問を抱くのは、決して私だけではないあります。とくにこれまでいためつけられてきた正宗僧侶たちのなかでは、こうした疑念を強く持つものが出て当然だといえるでしょう。そうした点を察知して、森田理事長は、「『創価学会会則』の理解のために」という解説のなかで、つぎのように弁明的テーマエッセイを展開しているのです。「儀式行事の範囲は現在行われている御宗門の彼岸会や盂蘭盆会などの法要には、各寺院に参詣することになります。ここでいう『儀式行事』とは、学会の各種記念日の行事等が中心になると理解していただければよいと思います」(「聖教新聞」54・5・2)と、いうのがそれあります。また、規則第三十条に「この法

人は、公益事業として墓苑の經營を行なう」とさりげなく記されていますが、これも正宗寺院の墓地經營との関係で、今後とも、さまざまに問題を残す条文であることは明らかだといえましょう。

ついで内藤国夫も指摘しているつぎのことも重要な点だといわなければならぬでしよう。それは、

規則の三十五条において「この法人解散後の残余財産は、役員会においてその定数の三分の二以上の多数の議決により決定されたものに帰属する」とあることですが、これは結局池田大作氏の思うがままになることを意味しているというのです。その理由として内藤論文は、「宗門・僧侶は、便宜上、創価学会が、日蓮正宗とは別個の宗教法人になることを認めはしたもの、日蓮正宗の信徒団体である以上、信仰の対象物である『御本尊』を初めとして、信仰をゆらぎないものにするための『教義』の展開も、すべて宗門に頼っているではないかと主張する。創価学会の財産にしても、いまでは総額二兆円に達する膨大なものになつていてが、そのすべては学会員からの『御供養』によるもの。つまりは、仏に捧げられるべき性質のものだと主張である。(これは『六・三〇』)の維摩詰に関する在家供養の問題につらなる——(筆者)したがつて、創価学会が将来、宗教法人を解散するような場合があるとしたら、残余財産はすべて、仏に、具体的には、宗門・日蓮正宗宗務院に帰属すべ

きであるというわけだ。学会規則にもそれを明記せよと宗門・僧侶は、創価学会幹部との内々の会合で繰り返し説教しているのであるが、今回もまた聞き入れられなかつた。

創価学会が、どこまで宗門・日蓮正宗宗務院と一緒にあうとするかの、ひとつの踏み絵でもある」と記しております。(『現代』79・6月号)

しかも、この創価学会の財産なるものが、宗教法人に対する税法上の特別措置からいちじるしく逸脱した取得、保有だとされているのでありますから、問題はいちだんと複雑化しているといえるのではないかと思ひます。いわゆる宗教法人の大口脱税うんぬんが世間で騒がれる大きな原因をもなしているということであります。つい先日の十一月二十六日、自民党調査局と同党「宗教の自由確立に関する議員連盟」共催の政治資料研究会が開かれ、そこへ招かれた元創価学会教学研究室長の原島嵩氏が、「学会は四十五年から五十四年までに特別財務の名目で信者から六百七十億円の金を集め土地の買いあさり、会館建設などにあてたが、それを中止したのは五十二年五月、民社党から質問趣意書が出され、国立公園の環境破壊などに關し国会の場で告発が行われそうになつたため。またこのことが公明党と民社党の急接近の一因となつていて」と述べているとおりで、尽きざる疑問のあるところです。ましてや、金剛会などと「企業コンツエルン」とまでいわれている会と表裏に

ある創価学会であつて見ればなおのことです。ここ一、二年、政府の増税策とからんで宗教法人に対する非課税問題見直しについての論述がジャーナリズに登場するようになつてきましたが、それに格こうの資料を提供するような宗教法人の在り方は厳につつしまなければならないと思います。もつて他山の石とすべきだといえましょう。

ただ、日蓮正宗との関係で、すつきりした点としてあげられるのは、旧規則第二十条にあつた「この法人は必要に応じ各地に寺院を建立することができます。(2)寺院は法人としない」といったような奇妙な条文が削除されたということであります。また教義面に関して、会則第二十一条で「この会に、日蓮正宗法主の指南に則り、教義の厳正を保持し、およびそれに基づく指導をはかるため、最高教導会議を置く」とされ、法主の指名した僧侶を最高顧問とし、会長、理事長および会長の指名した者によって、これが運営されるということになりました。その第一回会議の結果として出されたのが、前述した「本部指導通達」ですが、これだけで、最高教導会議を評価するわけに行かない理由の一端は、すでに申し述べました。したがつてこの会議が、タテマエとホンネの使い分けなく真に民主的に運ばれるかどうかは、今後ともがい眼で見なければならぬことだといえましよう。

創価学会の海外布教と正宗

ところで、創価学会規則や会則に関して、最後にふれておかなければならぬことは、住職が聖教新聞社の社員の資格となつていた日蓮正宗の海外寺院のことや、「世界日蓮正宗創価学会」(創価学会インターナショナル)のことなどが一切ふれられていないという点であります。このことから推察されるのは、池田会長辞任の際に、タテマエでもありホンネでもある理由として述べられた「世界布教と執筆活動」に専念という院政的実権掌握のネライと深くつながつてゐるのではないかということであります。「執筆活動」とは、小説「人間革命」の掲載が「聖教新聞」で再開されたことにつながるといえましょう。この面につきましてはすでにふれておきましたが、規則、会則に明記されていない「海外布教」すなわち「創価学会インターナショナル」(SGI)による「世界広布」運動だけは、規則や会則などによって、あまり日蓮正宗のワクをはめられずに池田大作氏がSGI会長として実権を握つて行くという遠謀深慮が顔をのぞかせているように思えてなりません。

その具体的あらわれが、山崎正友弁護士や原島教学室などが脱会を表明し、創価学会および池田大作氏についての暴露発言で週刊誌などに登場したさなかに、ジャーナリズムの追及取材を逃れることく、池田大作氏がアメリカへ飛んだという事実ではないでしょうか。

それは、去る十月十七日にロサンゼルスでSGIの第一

回総会が開かれましたが、この総会にSGI会長として出席するためだとされました。出発直前の成田空港で、新聞記者から、創価学会の内部対立について質問を受けた池田氏が「ノーコメント」といって機上の人となつた一幕は、テレビでも放映されたので御存知の方が多いと思います。

ところで、問題は、このSGI第一回総会についての『聖教新聞』での取り扱いと、その記事内容にあるわけです。十月十九日号の同紙は一面と二面のほとんどをこの報道で埋めていますが、そこでは「世界広布の夜明けを告げる第一回創価学会インターナショナル総会が、十七日午後七時、ロサンゼルス市内のシュライン公会堂で世界四十八カ国、一万五千人の代表の参加をもつて晴ればれと開催された」としたうえで、「この妙法広布の行進は、二十一世紀の夜明けへの偉大なる巨歩となつていくにちがいない。それぞの国でタテに広がつた仏法流布の流れは、民族間のヨコの連帯を深めることによつて、異体同心のなかに新世紀の局面を開く一大転機と潮流といえまいか」などと大きよな表現がつづき、「池田SGI会長が昭和三十五年、第三代会長就任とともに世界広布への第一歩をしるしてここに二十年——。広大な大陸に点火された妙法の火は、しだいに光を増し、ここに世界九十数カ国に及んだ」として、池田会長の「国際的偉業」を讃嘆しているというのがそれで

あります。こうした規則や会則に直接しばられない創価学会による「世界広布」活動と、日蓮正宗との関係は、今後において矛盾を深める火ダネであることに相違はないといえそうです。すでに、日蓮正宗側が、菅野慈雲師を日蓮正宗海外部長に就かせるなど、海外寺院の指導体制に積極的な姿勢をしめし出しているという現実もあるからです。

したがつて創価学会側が、海外布教で正宗側の出方に神経をもつとも敏感につのらせるという現状を生んでいます。その好例は、創価学会の内部資料を数多く持ち出して脱会（学会としては除名）した山崎弁護士が、脱会前に宗門の海外布教に関して「(→)宗門に海外部を設置すること。(→)海外寺院の独立化を鮮明にする。法人的にも寺院は現地学会法人とは別法人とする方向に進める」などの反創価学会的進言をしていましたとして「聖教新聞」紙上で厳しく批判したうえで、「事実の経過は、彼がこうした文書を作成した時点からほどなくして宗門に『海外部』が設置され、海外寺院の法人化が始まり、さらには海外においても檀徒づくりの運動が開始された」とうらみがましく述べていることによくあらわれているといえましょう。（『聖教新聞』55・10

とをお許しいただきたいと思います。この日の未明、日蓮正宗大石寺第六十六世細井日達師が遷化されました。細井法主は、生前、正宗と創価学会との間で、さまざまに動搖をしめしながらも、池田体制に陰に陽に批判的立場をとつてきた人物でしたが、池田会長辞任を見とどけてから遷化とはなりました。

その後任すなわち第六十七世法主に阿部信雄（日顯）総監（五十四年五月一日に教学部長から昇格）が就任したわけですが、阿部法主が実現したのちにおける日蓮正宗内では、思いもかけない事態が続出してまいりました。「週刊文春」の「山崎正友弁護士の手記——第四回」によりますと、池田大作氏と阿部師との関係の深さについて、つぎのように語られておりますが、現在の阿部師の言動をよく裏付けているように思いますので、一寸週刊誌的興味になり恐縮ですが、あえて紹介しておくことにいたしたいと考えます。すなわち、そこでは「池田氏は、日達上人が若いまじめな僧侶を使って学会の逸脱に文句をつける行為を許せなかつた。早く日達上人を退座させ、腐敗して池田氏に弱味を握られた僧侶を法主の座につけて、宗門を自由にすることが、池田氏の夢であった。池田氏がもつともあやつりやすいのは、早瀬日慈総監であつた。しかし、総監に対しても、あまり池田氏ベッタリのため日達上人は法主の座を譲らないかもしれない、という危惧もあつた。むしろ阿部教学部

長の方が本命である、という宗門情報も正確につかんでいた。池田氏はこの二人に抜け目なく、次はあなた以外にありません。日達上人のやり方には、私はついていけませんが、あなたの代になつたら、どのような御奉公もいたします」と話し、「だから、今、学会の利益をまもつて下さい」ともちかけた。かつて池田氏の不興を買つた柿沼広澄総監が、池田氏の総括によつて後継ダービーから一挙に脱落した例があるだけに、二人とも池田氏の機嫌をそこねるわけにはいかなかつた。ことに、総監を追い抜かなくてはならぬ立場にあつた教学部長は、昭和五十年から積極的に学会に近づいていたのだつた」と語られております。このように池田創価学会との間柄を噂されてきた阿部師が、「昨年四月、阿部総監に日達上人から内々に御相承の儀に就いて御言葉があり、甚深の御法門の御指南を賜つた」（推名法英重役による通夜の席での発表）という名目で新法主になつたのでありますから、正宗と学会との関係でいろいろと問題をはらんだままの出発だつたといえましょう。ここで改めて問題となつてくるのが、「甚深の御法門の御指南を賜る」相承なるものについてであります。信仰上から極めて厳しくかつ宗政（宗門内の政治的勢力争いなども含めて）上の配慮などを超越して行れるならば、それなりの意義はあるといわねばなりませんが、「密室内の取引き」に堕したとするならば、それは正法受持を妨げることにもなりかねないと

いう危険を多分に内包しているのが「相承」だということであります。そう考えてまいりますと、日蓮正宗が「身延相承」「池上相承」を金料玉条として、邪教身延論を続けるという体質について、はからずも創価学会と正宗との矛盾および正宗内部の対立のなかで、改めて問い合わせなおされねばならなくなってきたとさえいえるようと思われてなりません。ましてや、「日達上人の御遷化の日、早瀬日慈尊師、阿部総監、推名法英重役の三名で会議を開いた際、阿部総監より、一年前の昭和五十三年四月十五日、日達上人より内容密に御相談を受けた(次期法主について—筆者)、そのことは、日記に記してある旨の発言があり、それではと/or>うのが事実としますれば、なおさらのことだといわなければならぬでしよう。

ところで、日蓮正宗宗規の第十四条には、「2、法主は、必要を認めたときは、能化(僧正以上—筆者)のうちから次期の法主を選定することができる。但し、緊急止むを得ない場合は、大僧都のうちから選定することもできる。3、法主が止むを得ない事由により次期法主を選定することができないときは、総監、重役及び能化が協議して、第二項に準じて次期法主を選定する。4、次期法主の候補者を学頭と称する」と規定されているのですが、第二項が「相承」にあたる行為と思われます。

このような宗規上からも疑問視される大僧都の阿部師が新法主になった第六十七世「御代替式」が去る四月七日に大石寺で奉行されました。その後、新法主が行つた挨拶には、細井前法主とはやはり一味違つた創価学会よりの内容が盛られていたように感するのは、あながち私だけではないと思います。

それには、つきのような発言が含まれているからです。すなわち、創価学会のあまりにも激進な広布への展開のなかには、古来の宗門伝統の思想や形式にたいし種々の特殊性があり、違和的な問題を包蔵していたことも事実と思われます。それが正本堂の建立以後において顕著に現れ、宗門対創価学会の間にさまざまの不協和を生じました。その主要原因として、本来、根本である宗門を外護しつつ広宣流布を推進する信徒団体であるべき立場を更に超え、広布のためには学会主、宗門徒という本末顛倒の指向性が特に現れた時から、さまざまな問題が一時に噴出した感があります。したがつて、そのころの学会の方針や指導には、たしかに行き過ぎがあつたといえます。しかし、それは広宣流布という大聖人御遺命の実現を念願するあまりのことであり、根本的な悪意による逸脱ではなかつたと信するのであります」と、創価学会の過去を免罪したうえで、「正法広布の大実績をもつ唯一の信徒団体である創価学会の逸脱は、それを改めなければ謗法に帰する意味はあつても、すでに

改めんと決意し、行いつつある以上、現在において謗法をあげつらうことは大きな誤りであります』〔「聖教新聞」55・4・7〕と強調している場面がそれであります。創価学会を『正法広布の大実績をもつ唯一の信徒団体』ともちあげてゐるあたり、いかにも阿部新法主らしいといえますが、

「現在において（学会の）謗法をあげつらうことは大きな誤り」とした指摘は、その後の正宗内部におけるいろいろな事件に連動して行くわけであります。その第一歩が、昭和五十四年十月八日の日蓮正宗宗務院からの通達だといえるでしよう。その内容は、前法主日達師が折にふれて述べた意向のうち、宗門と学会、学会と法華講、檀徒会などの大団結を訴えた箇所を摘出して、それを既定の基本路線だとしたうえ、「僧侶にあつては上求菩堤下化衆生の誓願に徹して慈悲の精神に立ち、法主上人のもと一結して僧俗和合協調の右基本路線に添い奉るべきである。したがつて、御講を始めいかなる場においても、また各種紙誌等出版物においても創価学会の過去の誤り等を指摘批判する言動は厳に慎しまなくてはならない。さらに創価学会員に対しても、自らの意志・希望によつて檀徒となることを申し出た者の受け入れは差支えないが、それ以外は一切の働きかけをしてはならない。……正宗信徒として法華講・檀徒及び学会員の間で、互いに謗法呼ばわりする等誹謗中傷し合うことも断じて許されない」といったところに重点がおかれ

たものとなつております。この『院達』が創価学会にはいの神のように写つたであろうことは、十月份本部幹部会での北条会長の発言によくあらわれてゐるといつてよいでしょう。すなわち、「このたび、宗務院より発せられました『院達』につきまして、重ねて申し上げます。本来、五月

三日（池田会長辞任後の初の総会—筆者）以後、僧俗和合が実現されるべきところ、残念ながらそうでない現状を皆さま方もどんなに苦しんでおられるでありますか。まことに申しわけない思いで一杯であります。私どもも全力を尽くしあらゆる努力を重ねてまいります。御法主日顕上人猊下は、こうした状況を憂えられ、御登座後、訓諭を發せられ、重ねて今回の『院達』で、僧俗和合の道をご教示なされたのであります。この『院達』には、猊下のなみなみならぬご決意が込められていると評するのであります

というのがそれであります。この一文でも明らかなように、幹部級脱会者による内部暴露や、正宗青年僧や法華講員、脱会した正宗檀徒による「正信覚醒運動」が一向に止まず、創価学会が「六・三〇」、「十一・七」の約束を徹底して実行することを強く要求する動きが拡がる一方である情勢下でもあつたわけですから、「院達」の「ご利益」にすがろうとするのは当然のことだつたといえましょう。にもかかわらず、今年のはじめに行われた日蓮正宗の宗会議員選挙では、定数十六名のうち、反学会派と目される僧侶が十名も当選す

るという現実さえ生れているのであります。こうなると、創価学会としても、内部がためが必要となってきたのでしょか、昭和五十四年十一月九日の全国県長会議で、それまで九名であった副会長にプラスして新たに十名の新副会長を追加任命しております。しかしながら、外部からの批判による会員の動搖を防ぐのに、いたずらに「法難だ」といつてばかりもいられなくなつてもくるでしょう。とすれば、創価学会から新法主とその側近へのテコ入れも、いろいろな形で強められていると見るのが常識ではないでしょうか。

正宗僧侶の大量処分

それが相乗して吹き出したのが、去る八月二十四日に日本武道館で開かれた日蓮正宗全国檀徒大会に出席・賛同した僧侶二百一名に対する大量処分問題であります。その内分けは①住職罷免五人、②僧階の二階級降格十三人、③宗内の選挙権・被選挙権二年間停止百五十五人、④同一年間停止二十三人、⑤けん責五人という凄さまじいものであります。これは同宗全教師の三分の一弱にあたるとされております。とくに、久保川宗會議長までが正信会メンバーだという理由で二階級降格処分にさせられているのですから、いかに思い切った処置かがおわかりいただけると思います。ところで、この全国檀徒大会なるものは、細井法主時代に

は第一回、第二回ともに大石寺で開催されておったのですが、今回は大石寺での開催を拒否されたため、日本武道館に会場を変更したといいうわくつきのものであります。さて、正宗側は、檀徒大会の十日ほど前の八月十一日の「院達」で「宗務院としてはその内容趣旨が七月四日全国教師指導会における御法主上人猊下の御指南に違背するものと認め、この大会を全面的に中止することを命じます」と通告し、そのあとも再三にわたって中止命令を出しましたが、それは効を奏せず開催実現にいたつたというのがこの大会でした。ところで、大会では「池田大作氏は自身および創価学会首脳部を教唆煽動して犯した日蓮正宗教義よりの違背・誇法行為と、反社会的非行の数々を自覚反省し、①日蓮正宗法華講名譽総講頭を辞退せよ、②宗祖日蓮大聖人第七百遠忌慶讃委員長を辞任せよ、③創価学会における実質的支配を直ちに止めよ」という決議文を満場一致で採択いたしております。

この全国檀徒大会に百八十七名におよぶ正宗僧侶が出席したことや、その後の大量処分は、正宗内部の矛盾をいちだんと激化させずにはおかいでしまう。処分された僧侶側は「監正会」（宗門の司法機関）に処分不当を訴えるとともに、法廷での対決も辞せずとする勢いですから、簡単に解決するとは考えられません。

そこで宗務院側も、これ以上火に油をそそぐ事態を防ぐ

のに腐心しているようです。そのあらわれが、創価学会創立五十周年記念幹部登山に際し、阿部法主が行つた挨拶の一部にしめされていると思います。そこで阿部師は、「今回の僧侶の処分に関連して『創価学会を攻撃、誹謗する僧侶達が処分されたのは、創価学会に誤りがなかつた証拠であり、指導者にも誤りなどなかつたのである』などといつてはなりません」と釘をさし、反創価学会の僧侶、信徒をこゝれ以上刺激しないようにとの配慮をしめたほか、「会長に対する信頼と尊敬が、いわゆる神格化につながるようになるとがれば、それは明らかに日蓮正宗信徒団体としての在り方から逸脱することになるのであります」と改めて、「池田本仏論」の再発防止にとどめをさそうとしたうえで、さきの檀徒大会で正信会リーダー格の山口法興師が「創価学会は独立宗教法人の形態を改めよ」と訴えたことなどを意識して、今後大きな問題となるであろうと予想される正宗と学会の二重人格の現状に関して、「昭和二十七年以降、創価学会が宗教法人となり、国家の法律上からは日蓮正宗と別個の独立した法人となつております。これについて、その運営は基本的に昭和五十四年四月に設けられた会則にのつとり、執行されるべきであると思います。……したがつて創価学会として、信仰のうえからは二つの法人に分けたて考へるべきではありません」と述べ、紛糾の原因となつてきましたし、今後いちだんと問題化するでもあろう点を摘出

して訓戒を行つておりますが、まさにこれらの諸点こそがこれからも正宗の内部矛盾激化に投影するところだといつてよいでしょう。

むすびのことば

いよいよ結論を急がなければならなくなりました。創価学会については、すでにこれまで紹介してまいりました動向のなかで結論めいたものにふれてきたように思います。ただ時間の都合で批判できなかつた重要な点は、公明党との「政教一致」体制がまたもや復活していることは厳重に反省されて然るべきだということでありましよう。本年の衆參同時選挙の折など、むき出しで聖教新聞に候補者の紹介記事を大きく掲載したり、「支援にあたつては、あくまで公明正大に無事故、無違反を貫こう。物をもつて友人のところを訪ねたり、あるいは飲食を供にしながら依頼をするなど」ということがあると買収や供應ということになる。あくまでも正々堂々たる支援で勝利をもつて日本の未来を開いていくこう」となどとタテマエ的秋谷副会長談話を出し、公明党支援の選挙運動を会員にそそのかしたりしていた事実はその一端だといえます。それと海外布教のところで紹介したように池田名譽会長の実質的指導体制は、まだまだ民主的に改められたとはいがたい面があるということです。これらのこととは、しだいに強まりつつある国会への池

田大作喚問をどう防ぐかといった生グサイ現実問題とも関連して、今後も糾弾されつづけるところであるといつてよいと思います。

すでに去る十一月七日に日比谷公園野外音楽堂で「創価学会の社会的不正を糾す会」主催の糾弾集会が開かれ、池田大作国会喚問要求署名（約六十万人）を自民党的三塚調査局長に手渡し、席上喚問の理由として①大量替玉投票②共産党宮本委員長宅をはじめとする盜聴行為③池田大作氏および創価学会の脱税④国有地など土地不動産の不正取引⑤政教分離の不履行⑥各種訴訟での偽証工作⑦創価学会によるその他の反社会的行為など七項目を列挙して氣勢をあげるという動きが現出してもおりますが、私としては、こうした動きになると、ともすればその背後で政治的陰謀がまつわりつく危険のあることについて、くれぐれも注意をおこたつてほしくないと思います。

ついで日蓮正宗に関していえば、たしかに創価学会が伝統的正宗教学を現実の政治的動向にあわせて、低次元で勝手に解釈してきたことは事実にせよ、そこを批判するに際して、池田創価学会憎しの余り、表現は別として「社会に開かれた教学」という一面のもつている現代的意義を全く無視して、いたずらに正宗的訓詁宗学にとらわれているとするならば、発展性のない閉鎖的教団として終るのではないかという疑念です。そうした意味からも妙信講がとつてゐるようすに創価学会批判の柱を「国立戒壇論」を捨てたことにおくようなことでなく、伝統的正宗教学を日蓮正宗人の遺文に直参して現代とのかかわりで再検討することが重要だといえないのでしょうか。客観的に申しますならば真に創価学会を教学的に批判するためには、こうしたことが、好むと好まざるとにかかわらず求められてきたということもありましようし、日蓮正宗の創価学会との関係で生じてきた内部矛盾脱却への帰結だといつてもよいよう思います。青年僧侶のなかでは、このような問題意識に目ざめはじめた部分のあることもまた事実のようと思えます。それには激しい「陣痛」をともなうに違ひありませんし、現実的行為としては「法主を恐れて正義を練習するものがなければ、宗門の恥辱、大聖人に不知恩の者となる」とする反創価学会僧侶の心意気に通ずるものもありましよう。けれども、その心意気が、人類絶滅をも招来しかねない核兵器時代における平和の問題や国家神道復活の問題などに、なんらの教学的発言ができないような正宗へのカラゴモリに終るならば、創価学会批判の意義は、半減するか、マイナスにすら作用しないということもまた事実だといえます。小笠原慈聞師が戦時中「神本仮述説」に身を寄せ、創価学会初代会長の牧口氏が「法主國従」の立場から国家神道を批判して獄死した歴史的事実をふまえた日蓮正宗の確立こそ正宗の青年僧侶に与えられている想意だといつて

よいのではないでしょか。しかしながら、こうした正信確立への心構えは、そのまま私たちにも課せられている責務であることを忘れてはならないと思います。

(本稿は、昭和五十五年十二月五日、宗務院にて開かれた現宗研主催の公開研究講座にて講演した折のものである—編集部注)